

ファミマTカード・クレジット会員規約 2023年8月改定箇所(新旧対照表)

旧	新
<p>第8条（ショッピング利用の方法）</p> <p>1. 会員は、当社および株式会社ジェーシービー（「提携カード会社」といいます。）の加盟店（「加盟店」といいます。）において、以下に定める方法により、ショッピング利用を行うことができます。</p> <p>(1) カードを提示し、所定の売上票にカードの署名と同一の署名を行うこと。</p> <p>(2) 売上票への署名に代え当社の定める手続きを行うこと。</p> <p>2. 会員は、通信販売（インターネット取引によるものを含みます。）などの当社が認める取引においては、加盟店に対するカードの提示、売上票への署名に代え当社の定める手続きを行うことにより、ショッピング利用を行うことができます。</p> <p>(略)</p>	<p>第8条（ショッピング利用の方法）</p> <p>1. 会員は、当社および株式会社ジェーシービー（「提携カード会社」といいます。）の加盟店（「加盟店」といいます。）において、カードを提示し、<u>ショッピング利用代金の金額などを確認のうえ、所定の端末に暗証番号を入力することなどの所定の手続きを行うこと、または会員自身が所定の伝票にカードと同一の署名をすること等により</u>、ショッピング利用を行うことができます。</p> <p>2. 会員は、通信販売（インターネット取引によるものを含みます。）などの当社が認める取引においては、当社の定める手続きを行うことにより、ショッピング利用を行うことができます。<u>当社は、当社所定の認証措置を講じる場合があります、この場合、会員は、パスコードの申告その他の当該認証措置への対応を行います。</u></p> <p>(略)</p>
<p>第23条（費用）</p> <p>会員は、以下に定める費用、税金を負担します。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 会員の都合により次の手続きを行った場合の当社所定の費用。</p> <p>① カードの再発行。</p> <p>② 当社が会員に振込用紙を送付した場合。</p> <p>③ 当社が会員に当社所定の振込先案内書を送付した場合。</p> <p>④ 当社が法令の規定に基づき交付した書面を再交付した場合。</p> <p>(略)</p>	<p>第23条（費用）</p> <p>会員は、以下に定める費用、税金を負担します。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 会員の都合により次の手続きを行った場合の当社所定の費用。</p> <p>① カードの再発行。</p> <p>② <u>会員への振込用紙の送付。</u></p> <p>③ <u>会員への当社所定の振込先案内書の送付。</u></p> <p>④ <u>明細書の再発行。</u></p> <p>⑤ 当社が法令の規定に基づき交付した書面<u>の再交付。</u></p> <p>(略)</p>
<p>第24条（海外におけるカード利用）</p> <p>(略)</p> <p>5. 海外におけるカードの利用については、外国為替および外国貿易法などの法律が適用されます。</p>	<p>第24条（海外におけるカード利用）</p> <p>(略)</p> <p>5. 海外におけるカードの利用については、外国為替および外国貿易法などの法律が適用されます。<u>また、会員は、許可証、証明書その他の書類が必要な場合、当社の要求に応じてこれらを提出するものとし、当社が国外でのカードの利用を制限あるいは停止することを承諾します。</u></p>
<p>第28条（カードの紛失・盗難等）</p> <p>1. 会員は、カードの紛失・盗難等があったときは、速やかに当社に届出るとともに、当社の指示に従い、最寄りの警察署へ届出ます。また、当社の請求に応じ警察署の被害届受理の証明書などを提出するとともに、事実関係について当社の行う調査に協力します。会員またはカード拾得者等より紛失、盗難、拾得の届出を受けた場合、当社にて会員の同意なくカード利用を停止する場合があります。</p> <p>(略)</p>	<p>第28条（カードの紛失・盗難等）</p> <p>1. 会員は、カードまたはカード情報を<u>紛失し、または盗難、漏えい等</u>にあつたとき（<u>「紛失・盗難等」といいます。</u>）は、すみやかに当社に<u>連絡</u>するとともに、当社の指示に従い、<u>カードの紛失・盗難等の場合には</u>最寄りの警察署へ届出ます。また、当社の請求に応じ警察署の被害届受理の証明書などの<u>内容を連絡</u>するとともに、事実関係について当社の行う調査に協力します。会員またはカード拾得者等より紛失、盗難、拾得の届出を受けた場合、当社にて会員の同意なくカード利用を停止する場合があります。</p> <p>(略)</p>

第 32 条（会員資格の喪失など）

(略)

2. 当社は、会員が以下に定めるいずれかの事由に当たる場合、会員に通知することなく、カード利用の一時停止または利用可能枠の変更ができます。

(略)

(5) 当社に対して暴力的な行為、脅迫的な言動、不当な要求をし、又は当社の信用を毀損し、もしくは当社の業務を妨害する等の行為があったとき。

(6) 犯罪収益移転防止法に基づく本人確認書類その他当社が必要と認める書類の提出を求めたにもかかわらず、所定の期日までにその提示・提出等がない場合や犯罪収益移転防止法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域においてカードを利用する場合その他犯罪収益移転防止法の規制に鑑みて当社が必要と認める場合。

(7) その他以下に定めるいずれかに該当し、またはそのおそれがあると当社が判断した場合。

- ① 当社が把握する会員の年収情報や、職業、年齢等の属性情報等から想定される利用金額または利用頻度を著しく超える利用金額または利用頻度でなされたカードの利用。
- ② カードの利用頻度、利用後の取引の状況その他の客観的事情に照らし、ポイントその他の付帯サービスに係る利益を得ることを主たる目的とするカードの利用。
- ③ その他カードの利用先、購入商品、サービスの内容、利用金額、利用間隔、過去の利用内容、利用場所等に照らし、不正、不適切または不相当なカードの利用（第三者による場合も含みます。）。

(略)

第 32 条（会員資格の喪失など）

(略)

2. 当社は、会員が以下に定めるいずれかの事由に当たる場合、会員に通知することなく、カード利用の一時停止または利用可能枠の変更ができます。

(略)

(5) 当社に対して暴力的な行為、脅迫的な言動、不当な要求をし、又は当社の信用を毀損し、もしくは当社の業務を妨害する等の行為があったとき。

(6) 会員が、自らまたは第三者を利用して、当社の従業員または当社の委託先もしくは派遣元等の従業員に対して、以下に定めるいずれかに該当する行為その他当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合。

① 暴力、威嚇、脅迫、強要等。

② 暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他他人格を攻撃する言動。

③ 人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動。

④ 長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ。

⑤ 金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と認められる要求等。

(7) 犯罪収益移転防止法に基づく本人確認書類その他当社が必要と認める書類の提出を求めたにもかかわらず、所定の期日までにその提示・提出等がない場合や犯罪収益移転防止法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域においてカードを利用する場合その他犯罪収益移転防止法の規制に鑑みて当社が必要と認める場合。

(8) その他以下に定めるいずれかに該当し、またはそのおそれがあると当社が判断した場合。

- ① 当社が把握する会員の年収情報や、職業、年齢等の属性情報等から想定される利用金額または利用頻度を著しく超える利用金額または利用頻度でなされたカードの利用。
- ② カードの利用頻度、利用後の取引の状況その他の客観的事情に照らし、ポイントその他の付帯サービスに係る利益を得ることを主たる目的とするカードの利用。
- ③ その他カードの利用先、購入商品、サービスの内容、利用金額、利用間隔、過去の利用内容、利用場所等に照らし、不正、不適切または不相当なカードの利用（第三者による場合も含みます。）。

(略)

ファミマTカード・クレジット会員 個人情報に関する規約 2023 年 8 月改定箇所(新旧対照表)

旧	新
<p>この規約はファミマTカード・クレジット会員規約に付随するもので、「規約の適用、変更」を含め、ファミマTカード・クレジット会員規約とあわせて会員と当社とのファミマTカード（クレジットカード）に関する全ての契約関係に適用されます。入会申込者および会員（総称して「会員など」といいます。）は以下の条項に同意いただきます。</p> <p>◆カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社（「カルチュア・コンビニエンス・クラブ社」といいます。）により収集される個人情報〔入会申込書★印の情報（氏名、住所、性別、生年月日、電話番号）、その更新情報およびその他T会員規約により定められた情報〕の取扱いについては、T会員規約の第4条「個人情報の取扱いについて」をご参照ください。</p>	<p>この規約はファミマTカード・クレジット会員規約に付随するもので、「規約の適用、変更」を含め、ファミマTカード・クレジット会員規約とあわせて会員と当社とのファミマTカード（クレジットカード）に関する全ての契約関係に適用されます。入会申込者および会員（総称して「会員など」といいます。）は以下の条項に同意いただきます。</p> <p>◆<u>CCCМК ホールディングス</u>株式会社（「<u>MKHD</u>」といいます。）により収集される個人情報〔入会申込書★印の情報（氏名、住所、性別、生年月日、電話番号）、その更新情報およびその他T会員規約により定められた情報〕の取扱いについては、T会員規約の第4条「個人情報の取扱いについて」をご参照ください。</p>
<p>第2条（共同利用） (略)</p> <p>3. 当社は、カルチュア・コンビニエンス・クラブ社との間で、会員の情報を共同利用します。詳細については、当社ホームページ（URL https://www.pocketcard.co.jp/privacy/）をご参照ください。</p>	<p>第2条（共同利用） (略)</p> <p>3. 当社は、<u>MKHD</u>との間で、会員の情報を共同利用します。詳細については、当社ホームページ（URL https://www.pocketcard.co.jp/privacy/）をご参照ください。</p>